開示請求手数料について(補足資料)

現行条例

(手数料)

備考

(費用の負担)

第31条 前条第1項の規定により写しの交付の方法 による保有個人情報の開示を受ける者は、市長が定 めるところにより、<u>当該写しの作成及び送付に要す</u> る費用を負担しなければならない。

【福岡市個人情報保護事務取扱要綱】

1 保有個人情報の写しの作成に要する費用

交付する媒体の種別		単 位	金額
用紙	モノクロ	1枚(片面)	10円
	カラー	1枚(片面)	30円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		1枚	<u>30円</u>
スライド (印画紙に印画したもの)		1枚	<u>80円</u>
C D – R		1枚	70円
DVD-R		1枚	120円
録音カセットテープ		1巻	170円
ビデオカセットテープ		1巻	170円

2 保有個人情報の<u>写しの送付に要する費用</u> 郵送料 第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

改正法

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、 条例で定めるところにより、<u>実費の範囲内において</u> 条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

【個人情報の保護に関する法律施行令】 (写しの送付の求め)

- 第二十八条 行政機関の長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、個人情報保護委員会規則で定める方法により納付しなければならない。
- 4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

○地方公共団体の機関においては、手数料に関する 条例において、算定方法を工夫した適当な額とする こと (例えば、従量制とすること。) や<u>手数料を徴収</u> しないこととすること (手数料の額を無料とするこ と。) も可能である。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)

○<u>コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示</u> 請求の手数料とは別に徴収することは可能。

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A (行政機関等編)